

愛媛県報

発行 愛媛 県

第660号

令和7年11月7日金曜日 第660号

◇ 目 次 ◇ 告 示

\circ	自衛官候補生の採用試験・・・・・・・(行政経営課)		896
\bigcirc	一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\circ	地籍調査の成果の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\circ	同意の成立 (特定養殖共済)		
\circ	義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\circ	河川整備基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\circ	国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		898
\circ			
\circ	道路の区域変更(県道伯方島環状線)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
\circ	道路の区域変更(県道嵐田之浜岩松線)・・・・・・・・・・・・・・・(南予地方局管理課)		
\circ	道路の供用開始(
\circ	新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		899
	選挙管理委員会告示		
\circ	参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨(選挙管理委員会)		899
	公営企業公告		
\circ	開放型保育器の購入(公営企業管理局総務課)		903
	雑		
\circ	環境影響評価方法書について・・・・・・(環境・ゼロカーボン推進課)		904
	この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協	定	<u></u>

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第977号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試験場の位置	試験場の名称	担 当 区 域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和7年11月30日(日)0時 から令和7年12月2日(火) 24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和7年12月6日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第978号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予地区ごみ処理施設管理組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

構成団体である伊予市及び松前町が、令和8年4月1日から 松山市へ一般廃棄物広域処理に係る事務の委託を開始すること に伴い、共同処理する事務を「ごみを焼却するための施設」か ら「ごみの中継施設」の設置、管理及び運営に関する事務に変 更するもの (2) 規約の変更事項 上記事務の変更に伴う所要の改正

- 2 変更年月日
- (1) 事務の変更年月日 令和8年4月1日
- (2) 規約の変更年月日 令和8年4月1日
- 3 変更許可年月日 令和7年10月28日

○愛媛県告示第979号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第 19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同 条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調査期間	成果の名称
今治市	泉川町1丁目等 3単位区域	令和5年度から 令和6年度まで	今治市(泉川町1 丁目等3単位区 域)の地籍図及び 地籍簿

八幡浜市 江戸岡・松柏地 区の一部	令和5年度から 令和6年度まで	八幡浜市 (江戸 岡・松柏地区の一 部)の地籍図及び 地籍簿
----------------------	--------------------	---

2 認証年月日

令和7年11月7日

○愛媛県告示第980号

次の区域の区域内特定養殖業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第2項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

のり等養殖業 (のり養殖業)

加入区の名称	X	域
津倉・宮窪町・弓削 加入区	愛媛県漁業協同組合の地 同組合、旧宮窪町漁業協 同組合の地区	区のうち、旧津倉漁業協 同組合及び旧弓削漁業協

○愛媛県告示第981号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内)

発	起人の住所及び氏	名	加	入 区	漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
愛媛県今治市美保町一丁目2番7号 森松忠俊	愛媛県今治市本町七丁目3番45号 大 澤 千 敏	愛媛県今治市本町六丁目4番34号 青 野 文 典	今	治	愛媛県漁業協同組合

(愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課管内)

発	起人の住所及び氏	名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
愛媛県松山市中島粟井30番地	愛媛県松山市睦月1495番地1	愛媛県松山市野忽那甲5番地	中 島	愛媛県漁業協同組合
森 政 彦	山 本 裕 司	尾崎隆幸	中 局	发娱乐偶未励问租行

- 2 指定漁船調書の縦覧
- (1) 縦覧期間

令和7年11月7日から21日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

愛媛県東予地方局管内の力	加入区 愛媛県 今 ?	東予地方局農林水産振興部 台 支 局 水 産 課
愛媛県中予地方局管内の力	加入区 愛媛県 水	中予地方局農林水産振興部 産 課

○愛媛県告示第982号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定に基づき、 頓田川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとお り策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁並びに東 予地方局建設部及び今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。) 令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第983号

次の国際水域施設に接続する重要国際境頭施設が国際航海船舶の利用に供される間において立入りを制限する区域の設定を解除したから、愛媛県港湾管理条例(昭和28年愛媛県条例第47号)第4条の2第4項において準用する同条第2項の規定により告示する。

令和7年11月7日

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

地区名	国際水域施設名	制限区域
三島川之江港大江地区	大江地区大江1号岸壁前面泊地	別図に示す区域
	大江地区大江2号岸壁前面泊地	
	大江地区大江3号岸壁前面泊地	
	大江地区大江4号岸壁前面泊地	

(制限区域を示す関係図面は、省略し、その図面は、愛媛県庁及 び四国中央土木事務所並びに四国中央市役所に備えて一般の縦覧に 供する。)

○愛媛県告示第984号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	新月	居浜東洋	巷線	新居浜市田の上同市田の上三丁							令和7年11月7日

○愛媛県告示第985号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区	間	旧·新 別	敷 地 の幅 員	延 長	備考
		今治市伯方町木浦字殿ヶ市甲3452番1地先から 同字殿ヶ市甲3396番6地先まで		旧	メートル 7.5~ 8.2	キロメートル 0.050	
県 道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字三反地甲3458 同市伯方町木浦字殿ヶ市甲3396番		新	10.2~14.4	0.050	

○愛媛県告示第986号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区間	旧·新 別	敷地の帽員	延長	備考
N		宇和島市津島町近家甲1607番地5地先から 同町岩松甲1474番地1地先まで		メートル 5.8~57.5	キロメートル 0.453	
県 道	嵐田之浜岩松線 	宇和島市津島町近家甲1607番地5から 同町岩松甲1474番地1地先まで	新	10.3~62.8	0.453	

○愛媛県告示第987号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和7年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	嵐田	之浜岩	松線	宇和島市津島町同町岩松甲1474							令和7年11月14日

○愛媛県告示第988号

八幡浜市真穴土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(維持管理)の計画は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年11月7日

愛媛県南予地方局長 大 﨑 陳 洋

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 新規土地改良事業(維持管理)計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和7年11月10日から12月8日まで
- 3 縦覧場所 八幡浜市役所本庁

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第97号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 令和7年11月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院選挙区選出議員選挙(愛媛県選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 38,050,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	川端佑典	所 属 党 派	チーム。	みらい		令和7年6月23日から 第1回分
出納責任者氏名	川 端 一 司				79] [日]	令和7年7月19日まで 第1回分
収 入				支 出	I	
主たる寄附				人件費		0円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		5,700
チームみらい			601,140円	選挙事	務所費	0
				集合会	会場費	5,700
				通信費		41,250
				交通費		0
				印刷費		496,612
				広告費		38,250
				文具費		2,128
				食糧費		0
				休泊費		17,200
その他の寄附		0件	0	雑 費		0
その他の収入			0			
今 回 計			601,140	今 回	計	601,140
総計			601,140	総	計	601,140

	項目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		0円
	ビラの作成		0円
	ポスターの作成		0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
	政見放送のための録画等		0円
	計		0円

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第 1 回 報 告 分	

候補者氏名	斉 藤 博 樹	藤博樹 所属党派 N		K 党			司公
出納責任者氏名	斉藤博樹				令和7年	·7月1日まで ^{第1} 『	E1/J
収入				支 出	i		
主たる寄附				人件費		0円	
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		0	
NHK党			286,684円	選挙事	務所費	0	
				集合	会場費	0	
				通信費		0	
				交通費		0	
				印刷費		211,092	
				広告費		29,700	
				文具費		0	
				食糧費		0	
				休泊費		0	
その他の寄附		0件	0	雑 費		45,892	
その他の収入			0	 - 			
今 回 計			286,684	今 回	計	286,684	
総 計			286,684	総	計	286,684	
		項	B			金	額

選挙運動用通常葉書の作成

ビラの作成

ポスターの作成

0円

0円

0円

支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	0円
	क्षे	0円

報告書受理年月日

候補者氏名	永 江 孝 子	所 属 党 派	無 所 属		- 期間 令和7年6月10日から 第1回分
出納責任者氏名	福田剛				参和7年7月20日まで ^{第1回万}
収入				支 出	H
主たる寄附				人件費	1,139,000円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費	662,594
			0円	選挙事	事務所費 291,290
				集合会	会場費 371,304
				通信費	3,030
			,	交通費	111,104
				印刷費	2,630,936
				広告費	1,431,211
				文具費	9,348
				食糧費	767,963
				休泊費	0
その他の寄附		0件	0	雑 費	103,158
その他の収入		4	4,500,000		
今 回 計		4	4,500,000	今 回	計 6,858,344
総 計		4	4,500,000	総	計 6,858,344

	i i	
	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ビラの作成	869,700円
	ポスターの作成	1,422,036円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	368,274円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015円
	政見放送のための録画等	0円

			計			3,453,681円		
報告書受理年月日		令	和7年7月29日		第 1 回 報	告 分		
	·							
候補者氏名	原 田 慎太郎	所属党》	参 政	党	令和7年6月 期 間	# 0 D C		
出納責任者氏名	木 下 幹 雄				令和7年9月	月11日まで 第3回分 第4回分		
収入				支 出				
主たる寄附				人件費		0円		
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		505,295		
参政党愛媛県支部連合会			1,372,826円	選挙事	務所費	423,125		
				集合会	会場費	82,170		
				通信費		14,228		
				交通費		10,530		
				印刷費		1,033,065		
				広告費		4,277,675		
				文具費		15,682		
				食糧費		0		
				休泊費		16,100		
その他の寄附		0件	0	雑 費		161,969		
その他の収入			0					
今 回 計			1,372,826	今 回		6,034,544		
総計			1,372,826	総	計	6,034,544		
		項	į B			金額		
	選挙運動用通常葉書	の作成				15,466円		
	ビラの作成					459,030F		
	ポスターの作成					541,266 P		
と出のうち公費負担相当 額	選挙事務所の立札及	選挙事務所の立札及び看板の類の作成						
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						
	個人演説会の立札及	個人演説会の立札及び看板の類の作成						
	政見放送のための録	画等				3,111,000円		
			計			4,661,718円		
		令	和7年8月4日		第 1 回 報	告 分		
報告書受理年月日		令	和7年8月15日		第 2 回 報	告 分		
		令	和7年8月27日		第 3 回 報	告 分		

候補者氏名	山口由佳	所 属 党 派	自由民	主党	期間	令和7年6月2日から 第1回分 第2回分
出納責任者氏名	上 野 恵 実			— — — — —		令和7年9月11日まで 第3回分
収 入				支 出		
主たる寄附				人件費		4,080,725円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		704,507
自由民主党愛媛県参議	院選挙区第一支部		8,500,000円	選挙事	務所費	682,507
				集合金	会場費	22,000
				通信費		91,969
				交通費		239,099
				印刷費		2,153,900
				広告費		4,814,456
				文具費		516
				食糧費		495,870
				休泊費		573,454
その他の寄附		0件	0	雑 費		962,036
その他の収入			0			
今 回 計			8,500,000	今 回	計	14,116,532
			8,500,000	総	計	14,116,532

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	339,200円
	ビラの作成	869,700円
	ポスターの作成	945,000円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	184,137円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	222,015円
	政見放送のための録画等	3,111,000円
	計	5,903,508円

	令和7年8月4日 第 1 回 報 告 分
報告書受理年月日	令和7年8月26日 第 2 回 報 告 分
	令和7年9月17日 第 3 回 報 告 分

公営企業公告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年11月7日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

開放型保育器の購入

(2) 購入物品名及び数量

開放型保育器 15台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等 入札説明書等による。
- (4) 納入期限

令和8年3月31日(火)

(5) 納入場所 愛媛県松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編) 7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者 は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事 業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に 相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目4番地1伊予鉄本社ビル2F

電話番号 (089)912-1000 内線4623

又は (089)912-2794

(2) 入札書の受領期限

12月16日(火)午前9時から同月18日(木)午後1時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

愛媛県ホームページ (https://www.pref.ehime.jp/) でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 令和7年12月18日(木)午後1時30分 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1

伊予鉄本社ビル5F 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき12月1日(月)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Open Incubator, 15 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m., 18 December 2025
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Iyotetsuhonsya Bldg. 2F 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan. TEL 089-912-2794

雑 報

〇公 告

環境影響評価方法書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第5条第1項の 規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書(以下「方 法書」という。)を作成したので、同法第7条の規定により、次の とおり公告します。

また、同法第7条の2第2項の規定により、方法書説明会を開催 することとしたので、併せて公告します。

なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和7年11月7日

株式会社GF

代表取締役 藤 崎 耕 治

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 名 称 株式会社GF
- (2) 代表者 代表取締役 藤崎 耕治
- (3) 所在地 徳島県阿南市黒津地町山下5番地1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名 称 (仮称)上槙山出ウィンドファーム事業
- (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業 (陸上)
- (3) 規模 総出力 最大46,200キロワット

(連系点で43,000キロワットに出力抑制)

3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県宇和島市及び愛南町

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域 の範囲

愛媛県宇和島市及び愛南町

- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所

愛媛県県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 (愛媛県松山市一番町4丁目2番 (NTT愛媛ビル2棟4階))

字和島市役所 生活環境課(愛媛県宇和島市曙町1番地) 宇和島市津島支所(宇和島市津島町岩松甲471番地)

愛南町役場 環境衛生課(愛媛県南宇和郡愛南町城辺2420番地)

(2) 縦覧期間

令和7年11月7日(金)から令和7年12月8日(月)まで (土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する 休日及び閉庁日は除く)

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に令和7年12月23日 (火)まで縦覧期間を延長いたします。

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる) なお、方法書の電子版は弊社(株式会社GF)ホームページ (https://gfcorp.jp/archives/category/news) において、令和 7年11月7日(金)から令和7年12月23日(火)まで閲覧いた だけます。

- 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意 見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 令和7年12月23日 (火) まで
- (2) 提出先 〒798-0036

(4) 意見書に記載すべき事項

愛媛県宇和島市天神町8番地23 株式会社GF 宇和島事務所 静 宛 電話 080-2985-8683

- (3) 提出方法 郵送 (当日消印有効) 又は縦覧場所に設置された
 - 意見書箱への投函による
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地)
 - イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の 名称
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

- 7 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 令和7年11月22日(土)午後2時より 場所 上槙集会所(愛媛県宇和島市津島町下畑地乙735番地 4)
- (2) 日時 令和7年11月23日(日)午前10時より 場所 山出集会所(愛媛県南宇和郡愛南町緑丙212番地)
- (3) 日時 令和7年11月23日(日)午後2時より
 - 場所 御槇地区自然休養村管理センター (愛媛県宇和島市津島町御内809番地)

令和7年11月7日 発行 905